

令和8年第4回臨時会

湯前町議会会議録

開会 令和8年4月24日

閉会 令和8年4月24日

熊本県球磨郡湯前町

令和 8 年第 4 回臨時会

会 期 令和 8 年 4 月 2 4 日（金） 1 日間

会 期 日 程 表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
4	2 4	金	本会議	午前 1 0 時	開会宣言 会期の決定 議案審議

第 1 号

4 月 24 日（金）

令和8年第4回湯前町議会臨時会

[第1号]

令和8年4月24日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3 承認第 2号	専決処分承認について（湯前町税条例の一部を改正する条例について）
日程第 4 承認第 3号	専決処分承認について（湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
日程第 5 議案第34号	和解及び損害賠償額の決定について
日程第 6 議案第35号	令和8度湯前町一般会計補正予算（第1号）について
日程第 7	議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

2. 応招議員

1番 田 山 幸 平	2番 吉 田 精 二
3番 西 靖 邦	4番 遠 坂 道 太
5番 椎 葉 弘 樹	6番 森 山 宏
7番 味 岡 恭	8番 倉 本 豊
9番 山 下 力	10番 金 子 光 喜

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 赤 池 昌 信 議 会 事 務 局 主 事 橋 本 千 晴

7. 説明のために出席した者

町	長	長	谷	和	人	副	町	長	清	藤	浩	文
教	育	長	枋	原	明	総	務	課	西	村	洋	一
税	務	課	佐	藤	大	保	健	福	佐	藤	由	美
建	設	課	高	木	介	企	画	観	伊	藤	賢	郎
教	育	課	赤	池	寛	農	林	振	浅	田		徹
会	計	管	黒	木	博	興	課	長				
		理			行	兼	農	業				
		者				農	業	委				
						員	會	事				
						務	局	長				

開会 午後2時00分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 現在の出席議員は10名です。

定足数に達していますので、ただいまから、令和8年第4回湯前町議会臨時会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

本臨時会の説明員は、各執行機関代表及び委任された説明員として課長職及び各課職員が通知されています。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（金子光喜君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、遠坂議員、椎葉議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（金子光喜君） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

-----○-----

日程第3 承認第2号 専決処分承認について（湯前町税条例の一部を改正する条例について）

○議長（金子光喜君） 日程第3、承認第2号、「専決処分承認について（湯前町税条例の一部を改正する条例について）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） おはようございます。どうぞ本日もよろしくお願い申し上げます。

それでは承認第2号、専決処分承認について、提案理由の説明を申し上げます。地方税法等の一部を改正する法律が令和8年4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部改正が必要となり、専決処分したものでございます。詳細につきましては、課長より説明をさせますどうぞよろしくお願い申し上げます。

○税務町民課長（佐藤 大君） 承認第2号、湯前町税条例の一部を改正する条例の専決処分について説明します。

この改正は、令和 8 年 3 月 31 日に公布された地方税法等の一部を改正する法律に伴い、令和 8 年 4 月 1 日施行を含む改正が行われましたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものです。

なお、議案説明資料にあります、承認第 2 号参考資料の地方税法等の一部を改正する法律の概要は、総務省が作成した資料であり、改正する地方税法等の概要ですので、都道府県税も含んでおりますが、それを受けての税条例の改正ですので、参考にご覧ください。

12 ページからの湯前町税条例等の一部を改正する条例、新旧対照表により、主なものを説明いたします。改正の箇所は、新旧対照表の下線表示がある部分になります。

第 18 条の 3 と第 19 条では、軽自動車税の環境性能割が廃止されることに伴い、関係する箇所を現行の種別割から軽自動車税に戻し、環境性能割関係の条文を削除する改正です。

13 ページの第 33 条は、特定大口株主配当等がこれまでの総合課税から、特定配当等申告分離課税または申告不要に一本化される法改正に伴う改正です。

14 ページをご覧ください。第 30 条の 7、第 2 項は、防衛費増額の財源確保による復興特別所得税の、課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に係る法改正に伴う改正です。

続きまして 14 ページから 19 ページにかけて、第 36 条の 2 以降の改正は、町民税の申告において、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務範囲の見直しに伴う改正です。19 ページ第 63 条は、近年の物価指数等の上昇を踏まえて、固定資産税の免税点を引き上げる改正です。土地については、30 万円、家屋については 20 万円、償却資産については 150 万円でしたが、改正後は土地と家屋が 30 万円、償却資産が 180 万円未満であれば、免税されます。

続きまして、27 ページにかけ、第 80 条から第 91 条までは、さきに説明しました軽自動車税の環境性能割が、廃止されることに伴う改正です。27 ページをご覧ください。付則第 6 条については、セルフメディケーション税制の適用を受ける機関が、令和 9 年度までとなっていたが、期限が延長され、平成 30 年度以後に改正されました。この制度は、医師が処方する医薬品からドラッグストアで購入できる医薬品に転用された医薬品を購入することで、医療費控除が受けられる制度となります。

29 ページ。第 7 条の 3 は、個人の町民税の住宅借入金、等特別税額控除の適用を受けるための適用期限を、5 年間延長するための改正です。

30 ページ。第 7 条の 4 は、暗号資産の所得に対する課税方式が、これまでの総合課税から、上場株式等と同様の申告分離課税に変更される法改正に伴う改正です。第 8 条

は、肉用牛の売却による事業所得に係る課税特例の適用期限の延長。条例附則第7条の3の削除。旧附則第7条の3の2の繰り上げに伴う改正です。

31 ページから 34 ページにかけて、第10条の2は、地方税法附則第15条の項ずれに伴う改正となります。34 ページから 37 ページにかけて、第10条の3は、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等にかかる、特例措置を拡充する法改正に伴う、所要の整備となります。

38 ページ、第10条の4は、法附則改正により、附則第12条の4第1項を付則第12条の3第1項に改め、特定被災共用土地納税義務者などを、(以下この項)から、(第4号)に改正するものです。

39 ページをご覧ください。第10条の5は、令和6年能登半島地震に係る固定資産税のみなし課税に関する新設条項となります。地震後、令和5年度に、課税標準の特例措置の適用を受けたもので、令和8年度または令和9年度においても、住宅用地として使用することができない土地だと町長が認める場合に限り、当該土地を、税率が低い住宅用地とみなすことができるなどの改正です。

41 ページから 46 ページにかけては、さきに説明しました軽自動車税の環境性能割が廃止されることに伴う関係条文の削除及び字句の改正等になります。

46 ページから 47 ページにかけては、町県民税の各年度の税率に関する部分である条例附則第7条の3の削除。旧附則7条の3-2の繰り上げに伴う改正となります。

48 ページから 49 ページにかけて、第17条の2は、優良住宅地の、造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の適用期限を、令和11年度の、個人の町県民税まで延長するなどの改正と、租税特別措置法に掲げる土地を譲渡する際に、その土地が地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等にある場合には、特例措置が適用されないとする項の追加となります。

50 ページから 55 ページにかけて、第18条及び第20条の3は、町県民税の各年度の税率に関する部分である。条例付則第7条の3の削除。旧附則7条の3-2の繰り上げに伴う改正となります。

改正文に戻ります。9 ページをご覧ください。附則第一条において、この条例は令和8年4月1日から施行としていますが、各関連法令等の施行日、または条例改正の各々対応するところを、令和9年1月1日、令和9年4月1日、令和10年1月1日としております。また、附則第7条の4及び付則第19条関連の改正は、関連する法律の公布があった場合の、その施行日の属する年の翌翌年の1月1日を施行日として定めております。よって、まだ法案が成立しておりませんので、法律番号を確定しておらず、空欄となります。第2条以下第5条まで、この改正による適用について、各税の経過措置を定めております。

以上で説明及び報告を終わります。よろしくお願いします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

○3番（西 靖邦君） これ29ページでしたかね。住宅借入金等特別税額控除というその説明、これ5年間延長になるということですよね。5年間延長なるということは今10年の方は15年になるということですか。

○税務町民課長（佐藤 大君） 時期が5年間延長ということで、10年が15年になるというわけではなく時期が5年間延長されたということになります。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

○1番（田山 幸平君） 今回上位法の改正に伴うものというふうに理解しております、この専決処分の判断といいますか、4月1日から施行の分は、もうその緊急性であったり、議会を招集するいとまがなかったりというところでのことなんでしょうけども。この令和9年1月1日からであるとか、なんかそういうまだ準備もできそうな部分まで一括してこの専決処分で、対応された部分について説明をお願いいたします。

○税務町民課長（佐藤 大君） 上位法の地方税法等の改正に伴いまして、関係条例等に引用される部分というのが一斉に改正されます。その際、準則等に基づいてですね、参考とされる条文についてを改正していかないと、その中に入っております条文がいつ、次に施行され、また次に施行されってというのがですね、こう紐づきがわからなくなり、国の方から示された改正によって改正するというのが通例となっておりますので、今回それに基づいて改正をしたというところでございます。

○5番（椎葉弘樹君） 34から37ページにかけまして、バリアフリー改修等の固定資産税の関係の条文改正になっております。本町において、劇場や音楽堂等っていうところの施設の該当箇所というのは何か影響があるんでしょうか。

○税務町民課長（佐藤 大君） 現在のところ本町に関係する部分というのはございません。

○5番（椎葉弘樹君） あとこの条文に関しては、市町村の判断によって2分の1に引き上げることができるかとあるんですが、本町が2分の1に引き上げる。3分の1から2分の1に引き上げる理由というのは、上位法に合わせて、もう本町も免除したいという、考えなんですか。

○税務町民課長（佐藤 大君） はい。椎葉議員のおっしゃる通りでございます。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第2号、「専決処分承認について（湯前町税条例の一部を改正する条例について）」を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、承認第2号は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第4 承認第3号 専決処分承認について（湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

○議長（金子光喜君） 日程第4、承認第3号、「専決処分承認について、「（湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 承認第3号、専決処分承認について、提案理由の説明を申し上げます。国民健康保険法施行令の一部を改正する法律が令和8年4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部改正が必要となりましたので、専決処分したものでございます。詳細につきましては、課長より説明をさせますどうぞよろしくお願い申し上げます。

○税務町民課長（佐藤 大君） 承認第3号、湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について説明します。この改正は、大きく分けて3つの目的を包含した改正となっております。

まず1つ目に、医療給付費の増加が見込まれる中、課税限度額を引き上げることで、課税の公平性と低所得者層の負担増に配慮しつつ、中間所得層の負担の軽減を図ることを目的に、基礎課税分医療分の限度額を1万円引き上げる改正となります。

2つ目に、軽減判定所得の拡大です。法令で定められた所得を下回る世帯については、所得に応じて、国保税の均等割同平等割を、7割5割2割軽減する制度があり、その判定用所得が今回引き上げられました。5割軽減が現行30万5,000円から31万円。2割軽減が56万円から57万円になりました。

3つ目に、少子化対策「こども未来戦略加速化プラン」6の財源を確保するため、医療保険料に上乗せする形で、全世代から徴収する制度に伴う支援金の創設です。課税額に新たに、子供子育て支援納付金課税額を追加し、所得割、均等割。18歳以上被保険者にかかる、均等割額を、設定する改正となります。7ページからの湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表により、主なものを説明いたします。改正の箇所は、新旧対照表の下線表示がある部分になります。

7 ページ、第 2 条第 1 項第 1 号及び第 4 号の改正は、課税額に新たに子ども子育て支援納付金の納付に必要な課税額を追加しました。

8 ページ。第 2 項では、基礎課税分。括弧医療分の限度額を 1 万円引き上げ、67 万円としております。第 5 項では、子供子育て支援納付金の限度額を新たに設定し、上限を国が定めた 3 万円としております。

9 ページ、第 9 条の 3 から第 9 条の 5 については、子ども子育て支援納付金課税額について、所得割率を、100 分の 0.24。均等割額を被保険者 1 人につき 1,300 円。18 歳以上被保険者に係る均等割額を、50 円としております。この税率及び税額は、熊本県に納める、国保事業費納付金算定結果に基づく、県から示された割合を基本として定めており、子ども子育て支援納付金分は、全体で 210 万円程度となります。

10 ページにかけて、第 12 条については、新たに前納による納付を可能とするよう、第 12 条の 2 を追加したため条を繰り下げたものです。この前納を可能とする規定は、以前から全国的に外国人の被保険者による納税が滞りがちであり、通常の納期では徴収することが困難な事案が、多々あるため、第 1 期にまとめて前納できるものとするものです。同条第 2 項では、本算定が終了した後に、被保険者となった場合は、算定後の直近で納期を設定できる旨定めております。また、ただし書きで、町長が特別な事情があると認める場合は、従来の納期で収めることができるようにしております。

11 ページにかけて、第 23 条は、国民健康保険税の減額について規定する部分であり、その中に減額してもなお、限度額を超える場合は、その限度額までとする箇所があります。今回の改正で、基礎課税額の、限度額を 1 万円引き上げ 67 万円とし、子ども子育て支援納付金課税額の限度額を法で定める 3 万円としております。

13 ページから 14 ページになります。同条第 1 項第 1 号ト、チでは、子ども子育て支援納付金課税分の均等割額及び、18 歳以上被保険者に係る均等割額をそれぞれ 7 割軽減する規定で、1 人につき 910 円及び 35 円の減額となります。第 2 号は、5 割軽減の規定であり、今回の法改正による軽減判定所得を 1 人につき 5,000 円引き上げ、31 万円とし、子ども子育て支援納付金課税分の均等割額がそれぞれ 650 円、25 円の減額となります。15 ページから 17 ページになります。第 3 号は、2 割軽減の規定であり、今回の法改正による軽減判定所得を 1 人につき 1 万円引き上げ、57 万円とし、子ども子育て支援納付金課税分の均等割額がそれぞれ 260 円 10 円の減額となります。

第 2 項は、未就学児の均等割額を 2 分の 1 軽減する規定となっており、国保世帯の未習熟各自が含まれている場合は、該当となるものです。第 3 号イは 7 割軽減世帯、ロは 5 割軽減世帯、ハは 2 割軽減世帯には軽減な世帯について、それぞれ 195 円、325 円、520 円、650 円の減額となります。

18 ページにかけて、第 3 項は、出産被保険者を対象とした減額措置の改正です。第 1 号では、地方税法施行規則の改正により、納税義務者が町長へ届け出た場合の期日を定めた第 20 条の 30 の 5 を 1 つ繰り下げております。第 7 号から第 9 号は、所得割額、均等割額、18 歳以上被保険者均等割額を月割りで減額できる規定となります。

19 ページになります。第 4 項では、国保世帯に 18 歳未満の被保険者がある場合には、子ども子育て支援納付金課税額の均等割を減額する規定となります。

20 ページにかけて、第 20 条の 3 及び第 27 条については、法律、条例の例規番号の記載を追加しております。27 ページにかけて、附則第 3 項から第 13 項までは株式配当などのそれぞれの所得等に対し、基礎課税額、後期高齢者支援金課税額、介護納付金課税額の所得割に、新たに子供子育て支援納付金課税額の所得割を追加したものです。

改正文に戻り、6 ページをご覧ください。附則において、この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行としております。また、承認説明の資料として、議案説明資料フォルダ内に、改正に係る政令の概要及び改正の内容についてのイメージ図を添付しておりますので、参考にご覧ください。

以上で説明及び報告を終わりますよろしく申し上げます。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第 3 号、「専決処分承認について（湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、承認第 3 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 5 議案第 34 号 和解及び損害賠償額決定、損害賠償、額の決定について

○議長（金子光喜君） 日程第 5、議案第 34 号、「和解及び損害賠償額の決定について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 34 号、和解及び損害賠償額の決定について提案理由の説明を申し上げます。地方自治法、（昭和 22 年法律第 67 号、第 96 条第 1 項第、第 12 号及び第 13 号）の規定により、次の通り、交通事故による損害賠償額の額を決定し、

和解することについて、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） それでは、議案第 30 条 4 号、和解及び損害賠償額の決定についてご説明を申し上げます。事故の発生日は令和 8 年 3 月 25 日。事故発生場所は、湯前町 B & G 海洋センター駐車場。事故の原因は、本町消防団員がポンプ操法大会の例規集をポンプ積載車で駐車場を出ようと、方向転換をしていただき、後方に停められていた海洋センター施設職員所有の車両に接触したものでございます。和解の相手方は、湯前町 B & G 海洋センター所属職員。個人の方でございます。過失割合は、町 100 パーセント。相手方 0 パーセントでございます。損害賠償の額は 24 万 1,800 円です。ちなみに、ポンプ積載車は修繕の必要がございませんでした。

和解事項といたしまして、今後、本件に関しては、双方とも、裁判上または裁判外において、一切異議申し立て請求は行えないことを誓約するとしております。なお、本町が支払います損害賠償額は、全て、共済金で支払われます。

このたびの事故は、本町消防団員が、後方確認を行ったことが原因であります。今後の対策といたしましては、ポンプ積載車は工法が見えづらい構造となっておりますので、バックで移動する際などは、別の団員が誘導を行うよう、消防団の幹部会及び各分団に周知し、交通事故防止に努めて参りたいと考えております。公用車による事故が発生しましたこと、また、賠償金の支払いが生じたことにつきまして、議員の皆様、町民の皆様に深くお詫びを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 34 号、「和解及び損害賠償額の決定について」を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第 34 号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 6 議案第 35 号 令和 8 年度湯前町一般会計補正予算（第 1 号）について

○議長（金子光喜君） 日程第6、議案第35号、「令和8年度湯前町一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第35号、「令和8年度湯前町一般会計補正予算（第1号）」の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ325万2,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ45億1,816万2,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、交通事故に係る賠償金をはじめ、湯楽里の雨漏り修繕に係る補助金、学校給食用牛乳保冷庫の購入など、緊急性の高い事業に関する予算を計上させていただきました。

詳細につきましては、課長より説明をさせますどうぞよろしくお願い申し上げます。

○総務課長（西村洋一君） それでは、議案書の事項別明細書の歳出、11ページをご覧ください。管理総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、節21補償補填及び賠償金。24万2,000円は、先ほど議案第34号でご説明しました、ポンプ積載車の交通事故に係る賠償金となります。なお、全額共済金で支払われますので、歳入、款19諸収入に24万1,000円を計上しております。1,000円の差額は、歳入と歳出の端数処理の違いでございます。

目10情報通信管理費、節10需用費60万円は、修繕料ですが、具体的には、町が設置しております光ケーブルが断線した際の修繕。また建物解体に伴うドロップケーブル及びONUの撤去、九電柱。NTT柱の移設、撤去に伴う光ケーブルの移設など、費用を支出しているものです。この予算につきましては予測ができず、待ち受け予算となりますが、令和8年度の当初予算では、これまでの実績をもとに、60万円を計上しておりましたが、令和8年度に入りまして、九州電力とNTTから想定を大きく上回る電柱等の移転の連絡がございまして、ほぼ当初予算額を使い果たすことが判明いたしました。よって、令和8年度はまだ11ヶ月以上残っておりますので、当初予算と同額の60万円を追加計上させていただくものです。

款6商工費、項1商工費、目3観光費、節18負担金補助及び、交付金140万円は、観光施設修繕補助金として、湯楽里レストラン部分のトップライト部分から、雨漏りをはじめ、傷んでいる屋根の部分を修繕するものです。リスク分担表により、町の方で予算を計上いたしました。

款9教育費、項4社会教育費、目3文化財保護費、節12委託料42万5,000円は、歴史的風致維持向上計画策定業務委託料として、4月に単価の改定が行われまして、予算の不足が見込まれることから追加計上いたしました。財源は、当初予算では計上しておりませんでしたが、国から全額補助があるということで、当初予算額557万5,000円

を、款 13 国庫支出金に計上いたしました。なお、今回の補正予算分につきましては、申請が可能であれば、今後追加で申請したいと考えております。

項 5 保健体育費、目 3 給食費、節 17 備品購入費、51 万 5,000 円は、小学校の、牛乳保冷库購入費でして、購入から 20 年以上経ち、部品がなく、修理不可能ということでしたので、新たに購入するものです。なお、学校給食衛生管理基準で、牛乳のほかについては、提供直前まで、冷蔵保存が必須となっており、好ましい状態ではありませんので、急ぎ購入したいと考えております。

款 10 災害復旧費、項 2 公共土木災害復旧費、目 2 道路橋梁災害復旧費、節 16 公有財産購入費マイナス 4 万 8,000 円は、用地購入費でして、町道牧田線災害復旧工事に伴う立木補償分となります。本来は、この下にあります節 21、補償補填及び賠償金に計上しなければならないものでありましたので、その下の段の、町道牧良線復旧に伴う流木補償 4 万 8,000 円として計上先を変更するものです。節 21、補償低及び賠償金のうち、もう 1 件、伍八橋災害復旧工事に伴う電柱移転補償 7 万円は、工事に影響のある NTT と九州電力の共同柱 1 本の、移転補償費を計上いたしました。

次に歳入の説明です。10 ページをお願いいたします。歳入、歳出の説明の際、歳入の説明を行いましたもの以外についてご説明いたします。款 17 繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金は、このたびの補正に伴う、256 万 4,000 円を減額し、調整いたしました。

以上説明を終わりますよろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○3 番（西 靖邦君） 11 ページの 17 節の 17 備品購入と牛乳保冷库ですけども。この牛乳保冷库の容量は何リッターですか。それとまた併せてですね。その牛乳パック、何名分保冷できるんですかね。

○教育課長（赤池寛子君） 牛乳保冷库につきましては 712 リッター。収納ケースが 24 箱分というふうになっております。

○3 番（西 靖邦君） 収納ケース 24 箱分ということは、1 人ワンパックとして何名分が入るんですかね。

○教育課長（赤池寛子君） 1 ケースが 24 本入り瓶の場合ですが 24 箱入るということです。一番この冷蔵庫は、一番規格が小さいものになっております。

○5 番（椎葉弘樹君） 今、西議員の質疑に関連してですが、令和 6 年度にも中学校の冷蔵庫を購入されてまして、これが大体 32 万円でした。容量的には中学校と小学校は同じタイプなんでしょうか。

○教育課長（赤池寛子君） すみません。容量のどれくらいかというのはちょっと今はお答えすることができませんので、後程、必要があればお答えいたします。

○5番(椎葉弘樹君) 気になったのが価格の差で、中学校のときが32万円、小学校のときは今回51万円計上されてましたので、物価上昇の分なのか、それともその容量の差なのかなというところがちょっと気になったところでした。

○教育課長(赤池寛子君) 今回要求しておりますのが、保守をつけたものになっておりますので、中学校のときよりも少し割高にはなっておるといいうところですよ。

○5番(椎葉弘樹君) 小学校の方は保守はつけてないということなんですか。その保証の差なんですかその19万円の差っていうのは。

○教育課長(赤池寛子君) 中学校の方は保守はつけておらず、小学校今回は保守をつけております。こういった突然に故障を防ぐためにも、保守があったほうがいいということでありましたので、今回保守付きの方で要望しております。

○5番(椎葉弘樹君) その保証をつけた保守の部分を除いたその19万円っていうのは、その保守にかかる費用なんですか。それとも、先ほど言いました物価上昇の分、もしくは容量の差なのか、そこをちょっと明確にお答えいただきたいと思います。

○教育課長(赤池寛子君) 物価上昇に伴うものと保守と両方が加算といいますか、高くなった理由になっております。

○8番(倉本 豊君) 今の関連でございすが、まずこれ壊れたのはいつだったんですか。

○教育課長(赤池寛子君) 令和8年4月7日に発覚しております。

○8番(倉本 豊君) ということは入学と、子供たちが給食の始まった頃ですかね。もう今日が24日、今までどういった対応をされておりますか。

○教育課長(赤池寛子君) 中学校の方にも冷蔵庫の保冷庫設置はございますので、そちらの空きスペースにどうかして、入れさせてもらうように、工面しておるところでございます。

○8番(倉本 豊君) でですね、私両方にあるという、これ何か法的な問題で置かなければならないというのであれば、致し方ないんですが。近い将来を考えたときに、子どもの数が減ってきますですね。中学校も当然減ってきますですね。で、減ってきたときに、それぞれに置いとくよりも、片方、極端に言えば、中学生の方が力持ちですんで、小学校に今度入れるときに、そこまで対応できるような大きいやつを入れておいて、将来的にはもう中学校が壊れたならば、そこから今度は中学校には持っていくと。子どもたちがですね、給食のときに。そういうことができれば、将来的にもう1つの冷蔵庫で、対応ができていきますんで、そのほうがいいのかなあと思っておりますんで、そういうことはできないものか。法的にですね、できないのであれば、できないものか。できるのであれば、そうした方がいいんじゃないかなというふうに思いますんでそこら辺の答弁をお願いします。

○**教育課長（赤池寛子君）** 確かに議員おっしゃいますように1台で済むのであれば、そうした方がよいと私も思うところではございます。ただ学校給食につきましては、学校給食法に基づき、学校給食衛生管理基準というものがございまして、その基準の中で、食品ごとの管理温度の基準が定められております。牛乳については先ほど総務課長の説明でもございましたように提供直前まで保冷をしておく必要がある、10度以下と定められております。調理場から各学校へ給食を運搬しまして、児童生徒へ提供するまで、約1時間という時間がございます。その間に、常温に置いておきますと、保存の基準でありますその10度以下をですね、満たさないことが大いに予想できる場所があります。またこれは牛乳だけではなくて、そのほかの生鮮果実についても、温度設定がございましたので、牛乳保管と一緒に生鮮果実についても、冷蔵で保管をしておくという必要があることから、やはりこの基準を満たすためには、小中学校にそれぞれ設置する必要があると考えております。

○**8番（倉本 豊君）** 大体言われたことはわかるんですが、先ほど冷蔵庫から出して1時間という、時間の話をされましたけれども。幸いにして湯前の場合は、幸野溝を挟んで上下でありますんで。例えばですよ。できるのであれば、小学校に今回、大きいやつを買えばどうですかって言ったでしょ。で、もし買ったとしますね。給食の時間に、は子どもたちが配膳はするわけでしょ。で、子どもたちが、小学校は大丈夫ですよ。中学生は、今度は、小学校の冷蔵庫から、自分たちが飲む給食の時間に持っていけば、それ1時間という、時間差は生まれてこないはずなんです。

先ほどの説明からいきますと例えば水上とか、もう水上学園とかって1つになりましたですね。そういうところは、校舎2つあっても1つでいいというふうな理解になるんですかね。それはまた全く違う話ですか。

多分国が考えているのは、バラバラに学校が小学校も中学校もあって、給食センターも遠くにあってそこから配送するという、考えのものと、決まり事だと思うんですよ。ただし、湯前の場合は先ほど言いましたように、上下だけの、5分もかからないようなぐらゐの距離ですんで、そこ辺の対応を、今からしていった方が、将来的な負担軽減に私はなっていくだろうと思うもんですから。今の質問をしております。そこ辺の答弁をお願いします。

○**教育課長（赤池寛子君）** 中学生が小学校の方に牛乳を取りに行くといった場合の問題につきましては、限られた時間の中でまず、学校の時間割とかですね組んでありますので、行き来するだけでも少し時間が取ってしまうってということと、それから、道を渡って行き来しなければならないとかいった場合の、交通の安全の問題など、様々な問題が発生してくるかと考えておりますので、これまで通り、まだ統合するまではですね、小

中学校それぞれに設置をして、安心安全に提供できるようにしていきたいと考えております。

それからまた別の問題としまして、例えばですね、小中学校どちらか一方にしか置かない場合、どちらかが休校日ということが年間に何日かございます。そのときの牛乳の受け入れをどう対応するのか。その様な問題も発生して参ります。また、今回のようにですね、それ小中学校それぞれに設置している場合、どちらかが故障した、今回のように故障した場合に、どちらかの学校でも対応できるといったことも可能となることから、やはり小中学校それぞれに設置をしていきたいと思っております。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号、「令和8年度湯前町一般会計補正予算（第1号）」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（金子光喜君） 日程第7、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、次の議会の会期・会期日程等議会運営の基本に関する事項及び前項以外の議長の諮問に係る事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（金子光喜君） 以上で、全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。本臨時会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に

一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

-----○-----

○議長（金子光喜君） 令和8年第4回湯前町議会臨時会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後2時57分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員